

第4章 震災復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金の募集及び配分

町は、災害時における被災者の自立的生活再編を支援するため、被災者に対する義援金の募集及び配分等の措置を講じる。

【留意点】

- 義援金の公平かつ適正な配分
- 手続の迅速化

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 義援金の募集及び受付2 委員会の設置3 義援金の保管4 義援金の配分 |
|---|

1 義援金の募集及び受付【町】

- 町民への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、町は直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。
- なお、義援金品とは、被災者全体への支援であり、特定の個人、施設、団体等への配分を指定する見舞金、寄付金等は含まない。

2 委員会の設置【町】

(1) 委員会の設置

- 被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

(2) 委員会の構成

- 委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。
 - ①町
 - ②町議会
 - ③町社会福祉協議会

3 義援金の保管【町】

- 町民及び他市町村民等から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。
- なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、町を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金の配分【町】

（1）配分方法の決定

○委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。

（2）配分の実施

○委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、町は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。

（3）配分の公表

○町は、被災者に対する義援金の配分結果について、八千代町防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、町及び町社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講じる。

【留意点】

- 被災者への広報及び相談窓口の設置
- 事務処理の迅速化

- | |
|---------------|
| 1 災害弔慰金等の支給 |
| 2 その他の復旧・復興資金 |

1 災害弔慰金等の支給【町】

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

○町は、災害により家族を失い、精神的又は身体に著しい障がいを受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	・町において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給遺族	① 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ② 遺族が存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② その他の者が死亡した場合250万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、町（1/4）

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	・町において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給者及び障害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障がいを受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	① 生計維持者が障がいを受けた場合250万円 ② その他の者が障がいを受けた場合125万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、町（1/4）

(2) 災害援護資金の貸付

○町は、「八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付する。

【災害援護資金の貸付】

対象災害		・ 県内において災害救助法が適用された町が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額		① 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 150万円 ③ 住居の半壊 170(250)万円 ④ 住居の全壊 250(350)万円 ⑤ 住居の全体が滅失 350万円 ⑥ ①と②が重複 250万円 ⑦ ①と③が重複 270(350)万円 ⑧ ①と④が重複 350万円 () は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員	町民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする	
	貸付利率	年3%以内で町条例で定める率（据置期間中は無利子）	
	据置期間	3年（特別な事情のある場合は5年）	
	償還期間	10年（据置期間を含む）	
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
貸付原資負担		国（2/3）、県（1/3）	

2 その他の復旧・復興資金【町】

○町は、災害により被害を受けた者及び団体等に対し、以下の事業を周知及び実施する。

(1) 農林漁業復旧資金

- ①天災融資法に基づく資金融資
- ②茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく資金融資
- ③農林漁業金融公庫による資金融資

(2) 中小企業復興資金

- ①金融機関が行う金融の特別措置

(3) 住宅復興資金

- ①住宅金融公庫による災害復興住宅資金の貸付

(4) 生活福祉資金

- ①「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規定」に基づく資金の貸付

(5) 母子父子寡婦福祉資金

- ①「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付

(6) 災害見舞金

- ①県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給

第3 租税及び公共料金等の特例措置

地震により被害を受けた町民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していく。

【留意点】

- 広報の徹底
- 手続の簡素化及び迅速化

- | |
|-----------------|
| 1 租税の徴収猶予及び減免措置 |
| 2 その他公共料金の特例措置 |

1 租税の徴収猶予及び減免措置【町】

○町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の程度に応じて実施する。

2 その他公共料金の特例措置【各事業者】

【公共料金の特例措置】

郵便事業株式会社	（１）被災者に対する郵便葉書などの無償交付 救助法が適用された場合、被災１世帯あたり郵便葉書５枚及び郵政書簡１枚の範囲内で無償交付する。 交付場所は、郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。 （２）被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者の差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便郵便を含む）の料金免除を実施する。 取扱場所は、郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。 （３）被災地あて救助用郵便物等の料金免除 郵便事業株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 引受場所は、全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。
東日本電信電話株式会社(茨城支店)	「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。
株式会社 NTTドコモ	NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。
小売り電気事業者等	救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

第4 住宅建設の促進

自力で住宅の建設ができない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、自力で住宅を建設する被災者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

【留意点】

○情報提供の徹底

- | |
|--------------------------|
| 1 住宅建設の促進
2 災害公営住宅の整備 |
|--------------------------|

1 住宅建設の促進【町、独立行政法人住宅金融支援機構】

○町は、自力で住宅を建設する被災者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

○独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対して住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

2 災害公営住宅の整備【町】

（1）災害公営住宅の建設

○町は、自力で住宅の建設ができない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、公営住宅法に基づき、県の指導により災害公営住宅の建設を行う。

○なお、町で対応が困難な場合は、県が災害公営住宅の建設を行う。

（2）入居者の選定

○町は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、罹災者名簿、滅失住宅名簿等を作成したうえで、県の指導により特定入居を行うときの選定基準を作成して入居者を選定する。

第5 雇用対策

地震により、離職を余儀なくされた被災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していく。

【留意点】

- 広報の徹底
- 手続の簡素化及び迅速化

- 1 離職者への措置
- 2 雇用保険の失業給付に関する特例措置
- 3 被災事業主に関する措置

1 離職者への措置【町、公共職業安定所】

○公共職業安定所長は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

(1) 窓口の設置【町、公共職業安定所】

○町は、被災者のための臨時職業相談窓口の設置を県に対し要請する。

(2) 公共職業安定所に出向くことが困難な地域への措置【町、公共職業安定所】

○町は、被災の状況により公共職業安定所を訪ねることが困難な地域に、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施がなされるよう県に対し要請する。

(3) 諸制度の活用【町、公共職業安定所】

○職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 労働者のあっせん【県、町】

○救助法が適用された場合、町は、町内の労務需要が見込まれるときは、労働者のあっせんを国に対し要請する。また、県は、茨城労働局及び公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し再就職を支援する。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置【公共職業安定所】

(1) 証明書による失業の認定

○公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

○公共職業安定所長は、発生した災害に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のための賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。

3 被災事業主に関する措置【茨城労働局】

○災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納特例措置や、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

第6 被災者生活再建支援法の適用

県又は町の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって町民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

【留意点】

- 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備
- 支援金支給手続等の説明

- | |
|--------------------|
| 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定 |
| 2 支援法の適用基準 |
| 3 支援法の適用手続 |
| 4 支援金の支給額 |
| 5 支援金支給申請手続 |
| 6 支援金の支給 |

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定【町】

- 支援法の適用に当たっては、町が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

- 支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。(支援法第2条第2号)
 - ①自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ②自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ③自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ④自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(②及び③に掲げる世帯を除く。)
 - ⑤当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(②、③及び④に掲げる世帯を除く。)

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救助法における基準は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第6節「災害救助法の適用」を準用する。

2 支援法の適用基準【町】

- 支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりであ

る。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあっては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

3 支援法の適用手続【県、町】

(1) 町の被害状況報告

○町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、資料編「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

○知事は、町長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めるときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

○なお、町には、支援法が適用されたことを通知する。

4 支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊(1-(1)-①)	建設・購入	100	200	300
解体(1-(1)-②)	補修	100	100	200
長期避難(1-(1)-③)	賃貸	100	50	150
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入		100	100
	補修		50	50
	賃貸		25	25

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊(1-(1)-①)	建設・購入	75	150	225
解体(1-(1)-②)	補修	75	75	150
長期避難(1-(1)-③)	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃貸		18.75	18.75

5 支援金支給申請手続【町】

(1) 支給申請手続等の説明

○制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

○支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

【支援金支給申請書に添付する必要書類】

- | |
|------------------------------------|
| ①住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類 |
| ②罹災証明書類 |

(3) 支給申請書等の取りまとめ

○被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上速やかに県に送付する。

6 支援金の支給【町】

○支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

(1) 支援金の現金支給

○町は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第2節 公共施設等災害復旧計画

災害で被災した公共施設等の復旧は、災害の再発を防止するために必要な改良復旧を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に実施を図る。

【留意点】

- 地域間・組織間の応援協力体制の整備
- 迅速な復興のための意思決定等の必要性
- 国、県、町間の密接な連携

- 1 災害復旧事業計画の作成
- 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
- 3 災害復旧事業の実施
- 4 解体、がれきの処理

1 災害復旧事業計画の作成【町、関係機関】

(1) 災害復旧事業計画の作成

○町は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査、検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

①被害の再発防止

○町は、復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因及び被災状況を的確に把握し、被害の再発防止に努めるよう関係機関と連絡調整を図り、計画を作成する。

②災害復旧事業期間の短縮

○復旧事業計画の策定に当たっては、被災地の状況、被害の発生原因を考慮し、速やかな復旧が図られるよう関係機関と連絡調整を密にして、事業期間の短縮を図る。

③災害復旧事業計画の種類

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上、下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成【町、関係機関】

○町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定

計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

- このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。
- なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。
- 災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律等に基づき一部負担又は補助するもの

- ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ②公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③公営住宅法
- ④土地地区画整理法
- ⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦予防接種法
- ⑧都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

- 災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。
- 激甚災害の指定の手続等の対策については、第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第3節「激甚災害の指定」を準用する。
- なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第3節「激甚災害の指定」を準用する。

3 災害復旧事業の実施【町、関係機関】

- 災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町及び関係機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早急に復旧作業を実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4 解体、がれきの処理【町、関係機関】

(1) 再生利用の促進

- 災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、その事業主体となる者は、発生する廃棄物の再生利用により最終処分量の削減に努める。

(2) 災害廃棄物処理事業との連携

- 堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努める。

第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

【留意点】

○震災後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備

- | |
|-------------|
| 1 災害調査 |
| 2 激甚災害指定の手続 |

1 災害調査【県、町】

○町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

○激甚災害の基準を次にあげる。

【激甚災害基準(その1)】

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第3条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害
	(A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5
	(B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2
	かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの
	(1)都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2)一の都道府県内の市町村負担＞当該都道府県内全市町村の当該年度の事業費査定見込総額 度の標準税収入総額×100分の5

【激甚災害基準(その2)】

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2)一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	(1)激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 又は (2)農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×1.5%で、第8条の措置が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3)漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4)漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5 （B基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 （2）一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1
法第12条、13条、（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 （2）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞1400億円ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。

【激甚災害基準(その3)】

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法第2条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第22条(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で200戸以上 (2)一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)一市町村の区域内で400戸以上 (2)一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2条の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

2 激甚災害指定の手続【国】

○大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

第4節 復興計画の作成

地震により被災した町民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、町民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

【留意点】

- 迅速な意思決定等の必要性
- 事前復興対策の実施
- 国、県、町間の密接な連携
- 民意の反映

- 1 事前復興対策の実施
- 2 災害復興対策本部の設置
- 3 災害復興方針・計画の策定
- 4 災害復興事業の実施

1 事前復興対策の実施【町】

（1）復興手順の明確化

○町は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続、町民の合意形成等の復興対策の手順を明らかにしておく。

（2）復興基礎データの整備

○町は、災害後、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

2 災害復興対策本部の設置【町】

○町は、災害による被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を認識・確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

3 災害復興方針・計画の策定【町】

（1）災害復興方針の策定

○町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員から構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

（2）災害復興計画の策定

○町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生産復興に関する計画、及びその事業手法、

財源確保、推進体制に関する事項について定める。

○なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して、復興計画の策定を行う。

4 災害復興事業の実施【町】

（１）市街地復興事業のための行政上の手続の実施

○町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

（２）震災復興事業の実施

① 専管部署の設置

○町は、震災復興に関する専管部署を設置する。

② 震災復興事業の実施

○町は、震災復興計画に基づき、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興事業を推進する。